公募公告

令和　８年１１月　２日
宮崎森林管理署長　大道　一浩

「スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定」の実施に係る公募

宮崎森林管理署では下刈コストの削減やシカ被害対策に効果があるとされるスギ中苗の安定的な確保を目的として、宮崎森林管理署長と苗木生産者が苗木の需給に関する相互協定（以下、協定という。）を締結し、宮崎森林管理署長が発注する令和９年度から令和 11 年度の造林請負事業において協定の対象となった苗木を使用するので、下記のとおり協定締結を希望する苗木生産者を公募します。

記

1. 目的

苗木生産者と宮崎森林管理署長が協定を結ぶことで、中苗生産の体制づくりに寄与することを目的とします。また、宮崎森林管理署では供給された中苗の秋植えを実施し、下刈コストの削減を図ります。

合わせて、品種・系統の明らかな苗木を協定の対象とすることにより、造林地を将来的な山取り穂木の供給地とし、花粉の少ない苗木の生産拡大を後押しすることを目指します。

2. 協定内容

（１） 協定の期間

協定締結日から令和 12 年３月３１日まで

（２） 苗木の規格及び数量等

① 苗木はすべて 200cc 以上の根鉢容量を持つコンテナ苗

② 花粉の少ない品種（特定母樹）

③ 苗木の規格・数量等

年度	樹種	根本径（mm）	苗長（cm）	本数（本）	
令和９年度	スギ中苗	7.0mm 以上	70-100cm	春	―
				秋	10,000
令和10年度	スギ中苗	7.0mm 以上	70-100cm	春	―
				秋	10,000
令和11年度	スギ中苗	7.0mm 以上	70-100cm	春	―
				秋	10,000

（３） その他

① 穂木の採取地及び育成地が林業種苗法第２４条第１項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内である苗木を使用すること

② 品種の明確な苗木であること。また、その証明書を添付すること

③ 発育が完全で組織が充実し、下枝をよく張り、根鉢全体に根が張っていて根鉢が容易に崩れないものであること

3. 申請の要件

次に掲げる要件のすべてを満たさなければならないこととします。

（１） 林業種苗法第 10 条に基づき、都道府県知事からの生産事業者の登録を受けていること
また、複数の生産者で構成される団体の申請にあたっては、本協定に用いる苗を出荷しようとする生産者すべてがその登録を受けていること

（２） 令和５年度から令和７年度の３年間に渡って、十分な造林用苗木の生産・販売実績を有していること

（３） 九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年６月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知)又は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月４日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと

（４） 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

4. 企画提案書の要件

次のとおり企画提案書を作成し提出してください。

（１） 販売希望単価

（２） 苗木の生産・出荷にかかるコストの縮減を図るもの

（３） 中苗供給体制の確立に向けて新たな技術の開発や販路拡大を図るもの

（４） 地域の林業等への貢献を図るもの

（５） 上記以外に独自で行っている取組等

5. 申込書等の提出方法及び提出期限

（１）申込方法

提出先への持込または郵送により申し込んでください。

（提出先）

〒880-0844　宮崎市柳丸町 388-5

宮崎森林管理署　業務グループ（森林育成担当）

（２）申込期間：令和８年 11 月４日から令和８年 11 月 24 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く午前９時から午後４時まで。
なお、郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限日必着とします。

（３）申込に係る提出書類（以下、「申込書等」という。）

① 様式１「スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定申込書」（以下、単に「申込書」という。）

② 林業種苗法第 12 条第１項に基づく都道府県知事から交付された登録証の写し
注：複数の生産者で構成される団体にあたっては、本協定に用いる苗を供給しようとするすべての者の登録証の写し

③ 過去３年間の販売実績を証明できる書類等の写し
注：過去３年間より前のコンテナ中苗の販売実績があれば、証明できる書類等の写し
（販売実績はないが、試行生産等の取組があれば、それを証明できる書類等の写し）

④ 直近の事業年度に係る賃貸対照表及び損益計算書

⑤ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙９号書式その３又は、その３の２若しくはその３の３）の写し

⑥ 様式２「スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定に係る企画提案書」（以下、「企画提案書」という。）

6. 申込書等作成における留意事項

（１）作成に当たっては、最近の情勢を踏まえた具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて取組の目玉やトピックス等を分かりやすく記載して下さい。

（２）申込者は、別紙１「暴力団排除に関する契約事項」について、申込書等の提出をもって宣誓したものとし、虚偽またはこれに反する行為が認められた場合は無効とします。

（３）企画提案書の作成に当たっては、以下に留意して下さい。

① 複数の生産者で構成される団体の企画提案書については、代表者を定め、その代表者が提案内容をとりまとめて作成すること

② 上記①による場合の販売希望単価は、すべての生産者の価格をとりまとめ統一の単価を記載すること

7. 公募公告に対する質問

（１）この公募公告に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により提出して下さい。

ア 受付期間：令和８年 11 月４日から令和８年 11 月 13 日まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

イ 提出場所：５の（１）の提出場所と同じ。

ウ 提出方法：書面の持参又は郵送による。電話等によるものは受け付けません。

（２）（１）の質問に対する回答は、書面により作成し次のとおり閲覧に供します。

ア　期間：令和８年 11 月 17 日から令和８年 11 月 24 日までの休日を除く毎日、午前９時から午後４時まで。

イ　場所：５の（１）の提出場所と同じ。

なお、宮崎森林管理署ホームページから「公売・入札情報＞入札説明書等に対する質問書及び回答」にて閲覧することもできます。

8.　審査の方法及び協定予定者の選定等

審査は、申込書及び企画提案書の審査により、協定を締結することが適当と認められる者（以下「協定予定者」という。）を選定する企画競争方式で行います。

（１）審査基準は別紙３「スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定に係る審査基準」のとおりです。

（２）申請書等の審査に当たっては、以下の項目について評価・採点を行います。

①　必須条件

申請者に求める要件（前記３の申請の要件）をすべて満たしているか審査します。一つでも欠格が認められた場合は、無資格とします。

②　評価項目

項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与します。

（３）宮崎森林管理署長は、審査の結果、得られた点数の高い順から、協定の締結が適当と認められた者（以下「協定予定者」という。）を選定します。

なお、応募があった場合でも、適切な者がいないと判断すれば、協定予定者を選定しない場合があります。

9.　協定締結に当たっての留意事項

（１）宮崎森林管理署長は、協定予定者に対し、協定価格案、その他必要な条件等を提示します。

（２）宮崎森林管理署長は、（１）の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に協定を締結するものとします（別紙２「スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定書（案）」以下、宮崎森林管理署長と本協定を締結した者を「協定者」という。）。

（３）協定における苗木の価格は、採用された企画提案書によるものとしますが、協定期間内において急激な賃金水準又は物価水準の変動により価格が不適当となったと認められる場合は、協定者は宮崎森林管理署長に対して価格の変更を申し入れることができます。

（４）本協定に基づく苗木は、令和９年度から令和 11 年度に宮崎森林管理署長が発注する造林請負事業に使用予定のため、その請負者へ販売することとします。なお、販売価格は本協定で提案した価格に準ずることとします。

（５）　宮崎森林管理署長は、次に該当する場合は、協定を解除することがあります。

ア　暴力団排除に関する契約事項（別紙１）について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき。

イ　協定者が正当な理由なく協定書に違反したとき。

ウ　協定者が協定期間中に前記３に定める申請の要件を失ったとき。

（６）　上記（５）により協定を解除した場合、協定者はその解除によって生ずる損害賠償請求はできないものとします。

（７）　宮崎森林管理署長は、協定者、協定数量、協定者に係る企画提案の概要について原則公表することとします。

（８）　協定者は、協定期間の終了後、様式３「スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定に係る結果報告書」を宮崎森林管理署長に提出するものとします。

10.　申込書等の返却の可否等

（１）　提出された申込書等は返却しません。

（２）　宮崎森林管理署長は、提出された申込書等を審査に係る事務手続き以外に提出者に無断で使用することはありません。

11.　問合せ先

〒880-0844　宮崎県宮崎市柳丸町 388-5

宮崎森林管理署　業務グループ（森林育成担当）　TEL：0985-29-2311

国民の森林・国有林

以上

【別紙１】

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、宮崎森林管理署長の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１．契約の相手方として不適当な者

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき

（２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２．契約の相手方として不適当な行為をする者

（１） 暴力的な要求行為を行う者

（２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定申請書の提出をもって誓約する。

【別紙２】

スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定書（案）

スギ中苗の安定需給に関し、宮崎森林管理署長（以下「甲」という。）と・・・・・・・・・・・・・（以下「乙」という。）とは、協定締結日から令和 12 年３月 31 日まで下記により協定する。

令和　　年　　月　　日

甲　宮崎県宮崎市柳丸町３８８－５
　　宮崎森林管理署長　大道　一浩　　印

乙　・・・・・・・・・・・・・・・・
　　・・・・・・・・・・・・・・・・
　　・・・・・・・・・・・・・・・・　印

記

第１条　甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第２条　甲は、この協定に基づく苗木の需給計画を別記のとおり定めるとともに、安定的な使用に努めるものとする。

なお、協定に基づく苗木は、甲の責任においてその受け入れ先を選定する。

第３条　乙は、前条の需給計画に基づき、生産に努めるとともに、販売に当たっては、企画提案書の内容を踏まえるよう努める。

なお、各年度の苗木の供給量が需給計画に満たない場合にあっては、天変地異の他、乙の責めに帰することのできない事由による場合を除き、乙の責任において不足分を用意すること。また、その際の苗木の規格、金額は本協定の内容に準じる。

第４条　乙は、年度毎に定める苗木の供給が完了した時は、甲に対して、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行う。

第５条　乙が、本協定に基づいて生産する苗木は、甲が発注する造林請負事業で使用することから、その請負者に販売するまで、乙の責において適切な維持、管理に努める。

第６条　乙は、この協定に基づく苗の販売にあたっては、採用された企画提案の内容を遵守する。

第７条　甲は、乙が第５、６条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第８条　甲は、前条の規定によるほか、乙が協定期間中に本協定の公募公告に定める申込資格を失ったときは、この協定を解除することができるものとする。

２　乙は、前項により協定を解除された場合は、その解除によって生じる損害賠償の請求を

行わないものとする。

３　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙が協議の上、解決するものとする。

４　甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第９条　　本協定における苗木の価格は、採用された企画提案書によるものとするが、協定期間内において急激な賃金水準又は物価水準の変動により価格が著しく変動をきたした場合など価格の見直しが必要と判断される場合は、甲乙が協議の上、価格を変更できるものとする。

第１０条　この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議の上、解決するものとする。

なお、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が乙に書面により通知する。

上記協定の証として、本協定書２部を作成し、甲乙各１通を所有する。

以上

（別記）

需給計画

樹　種	コンテナ容量（cc）	苗木の規格		需給時期		数量（本）
		根元径（mm）	苗長（cm）	年度	時期	
スギ中苗	200cc 以上	7.0mm 以上	70-100cm	令和９年度	春	—
					秋	10,000
				令和 10 年度	春	—
					秋	10,000
				令和 11 年度	春	—
					秋	10,000
合　計						30,000

【別紙３】

スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定に係る審査基準

１．必須条件

（１） 林業種苗法第 10 条に基づき都道府県知事から生産事業者の登録を受けていること。また、複数の生産者で構成される団体の申請にあっては、本協定に用いる苗を出荷しようとする生産者すべてがその登録を受けていること

（２） 令和５年度から令和７年度の３年間に渡って、十分な造林用苗木の生産・販売実績を有していること

（３） 九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年６月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知)又は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月４日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと

（４） 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 13 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

２．評価項目

評価項目		評価基準		配点
販売希望単価		予定単価に対する販売希望単価の比率（販売希望単価÷予定単価×100）	75%未満 75%以上～80%未満 80%以上～85%未満 85%以上～90%未満 90%以上～95%未満 95%以上～100%未満 100%以上	0～30 点
評価項目		評価基準		配点
提案課題	苗木の生産･出荷にかかるコストの縮減を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの	特に優良と認められるもの	0～15 点
			優良と認められるもの	
			上記以外	
		取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの		
	中苗生産体制の確立に向けて新たな技術の開発や販路拡大を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの	特に優良と認められるもの	0～15 点
			優良と認められるもの	
			上記以外	
		取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの		

	地域の林業等への貢献を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの	特に優良と認められるもの	0～15 点
			優良と認められるもの	
			上記以外	
		取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの		
	上記以外に独自で行っている取組等	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの	特に優良と認められるもの	0～10 点
			優良と認められるもの	
			上記以外	
		取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの		
スギ中苗生産実績		過去３年間に中苗販売実績あり		0～15 点
		上記期間より前に中苗販売実績あり		
		上記以外（試行生産等の取組）		
		スギ中苗生産実績なし		

【様式１】

スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定申込書

令和　　年　　月　　日

宮崎森林管理署長　殿

住　　所
商号又は名称
氏　　名

令和８年 11 月２日付けの公募公告によるスギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定を希望するので、必要書類を添付のうえ、申し込みます。

１．造林用苗木の生産・販売実績等

（１）過去３年間における造林用スギ苗木生産実績

	生産実績（本）		
	令和７年度	令和６年度	令和５年度
裸苗			
コンテナ苗			
コンテナ中苗			

注）　複数の生産者で構成される団体の申請にあたっては、代表者が構成員すべての実績の合計を記載する。

（２）過去３年間における造林用スギ苗木販売実績

年度		販売量（本）	代表的な販売先
令和７年度	裸苗		
	コンテナ苗		
	コンテナ中苗		
	計		
令和６年度	裸苗		
	コンテナ苗		
	コンテナ中苗		
	計		
令和５年度	裸苗		
	コンテナ苗		
	コンテナ中苗		
	計		

注）１　複数の生産者で構成される団体の申請にあたっては、代表者が構成員すべての実績の

合計を記載する。

2　代表的な販売先の欄には取引量の多い者など代表的な一者以上を記載する。

3　販売先と取引した内容がわかる書類を添付する。

２．添付書類

①林業種苗法第 12 条第 1 項に基づく都府県知事から交付された登録証の写し

注）複数の生産者で構成される団体の申請にあたっては、苗木を供給しようとするすべての者の登録証の写しを提出する。

②過去 3 年間の販売実績を証明できる書類等の写し

注）過去 3 年間より前のコンテナ中苗の販売実績があれば、証明できる書類等の写し（販売実績はないが、試行生産等の取組があれば、それを証明できる書類等の写し）を提出する。

③直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

④納税証明書の写し

⑤様式２「スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定に係る企画提案書」

【様式２】

スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定に係る企画提案書

令和　　年　　月　　日

宮崎森林管理署長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

注）複数の生産者で構成する団体の申請にあたっては、代表者が申請にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成する。

苗木の生産及び出荷方法等に係る取組についての企画提案書を下記のとおり提出します。

本企画提案書の提出に当たっては、虚偽の事実がないこと、協定の締結後は本企画提案書の内容に基づく取組を行うことを確約します。

また、企画提案の審査結果について異議申し立てをしないこと、本企画提案書の内容を公表することについて了承します。

なお、本企画提案書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

記

１．販売希望単価

２．企画提案する取組内容

作　成 担当者	団体名			
	役職名		氏名	
	電　話		FAX	

１．販売希望単価

樹　　種	販売希望単価（円）
スギ中苗	

注）１　消費税抜き金額を記載する。
　　２　販売希望単価は、梱包等の出荷に要する費用を含んだ一本あたりの庭先渡し価格とする。

２．企画提案する取組内容

項目	取組内容
① 苗木の生産・出荷にかかるコストの縮減を図るもの	
② 中苗供給体制の確立に向けて新たな技術の開発や販路拡大を図るもの	
③ 地域の林業等への貢献を図るもの	
④ 上記以外に独自で行っている取組等	

注）可能な限り定量的な数値指標とともに具体的に記載する。

【様式３】

スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定に係る結果報告書

令和　　年　　月　　日

宮崎森林管理署長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

注）複数の生産者で構成する団体の報告にあたっては、代表者が構成員すべての実績をとりまとめの上、一つの報告書として作成すること。

スギ中苗の秋植栽に向けた苗木の安定需給協定書第４条の規定により、別添のとおり協定に基づく企画提案内容についての令和〇年度の取組状況を報告します。

本報告書の提出に当たっては、虚偽の事実がないことを確約するとともに、本報告書の内容を公表することがあることについて了承します。

なお、本報告書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

作成担当者	会社名			
	役職名		氏名	
	電　話		FAX	

令和　　年度販売分

１．企画提案した取組内容の実施状況

項　目	取組内容 （企画提案の内容を転記）	実施状況
①苗木の生産・出荷にかかるコストの縮減を図るもの		
②中苗供給体制の確立に向けて新たな技術の開発や販路拡大を図るもの		
③地域の林業等への貢献を図るもの		
④上記以外に独自で行っている取組等		

注）１　「取組内容」に企画提案書の内容を転記して、「取組内容の実施状況」に可能な限り定量的な数値指標とともに、具体的に取組状況を記載する。

２　必要に応じて、実施状況を確認できる資料を添付する。

２．本協定に基づく苗木の販売実績表

樹　種	協定数量 （本）	販売数量 （本）	販売金額 （円）	販売先
スギ中苗				

注）１　金額は消費税抜き金額を記載する。

２　販売先ごとに取引した内容がわかる書類を添付する。